

再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を求める意見書

冤罪は、何の罪もない人の暮らしと人生、生命さえ奪うものであり、絶対にあってはなりません。冤罪被害者は速やかに救済されなければならないのは当然のことです。

冤罪が疑われる被告を早期に救済するための再審法の改正を求める声が強まっています。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項では「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。」とされていますが、いまだに、再審法改正が実現していません。

現行の刑事訴訟法の再審の規定は、大正時代の旧刑事訴訟法の不利益再審の規定を削除しただけとなっており、冤罪被害者の一刻も早い救済のためには刑事訴訟法の改正が必要です。

よって、東大和市議会は、国に対して、再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

（議決日）令和5年6月30日

（送付日）令和5年7月 4日

（送付先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣